平成２１年（フ）第２２０号
静岡県富士宮市北山5114番地の１
債務者　藤田　久子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２４５号
沖縄県宜野湾市普天間１丁目７番３―502号　ウエラハウス
債務者　新里　一真
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２４７号
沖縄県うるま市与那城75番地
債務者　前上門わかな
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第３７８号
広島県神石郡神石高原町父木野2112番地、住民票上の住所広島県神石郡神石高原町父木野2157番地
債務者　山岡　洋介
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４２５号
広島県福山市多治米町３丁目２番16号
債務者　中岡　哲朗
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４３５号
広島県福山市水呑町4823番地　グレイスコート芦田川905号室
債務者　河塚　智裕
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１０６号
長崎県北松浦郡小値賀町前方郷2489番地１、旧住所福岡県福岡市西区大字吉武441番地２
債務者　倉光　光徳
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
長崎県佐世保市日宇町281番地１
債務者　森　　和明
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
北海道釧路郡釧路町字別保原野南25線61番地119
債務者　鎌田陽一郎
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３９２号
釧路市弥生２丁目６番36号
債務者　佐藤　礼子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３９３号
釧路市桜ケ岡６丁目15番49号　さくらハイツ102号室
債務者　柏木　里美（旧姓古内）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３９５号
釧路市川北町３番17号　ノースキャピタルＢ202
債務者　田中　伸子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第８５７号
岡山市南区新保403番地14
債務者　堀川　澄枝
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５５号
岡山市北区旭本町９番17号
債務者　吉村　**隆**子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５９号
岡山市中区楢90番地２　202、前住所岡山市中区中島32番地１―104
債務者　岩城佳代子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部